○十和田市ホームページへのバナー広告掲載に関する実施要領

平成20年2月28日

要綱第10号

改正 平成21年9月2日要綱第21号

令和3年3月31日

令和5年3月3日

(目的)

第1条 この実施要領は、十和田市(以下「市」という。)が作成する市ホームページへ広告を掲載することに関し、十和田市有料広告の掲載に関する要綱(平成20年十和田市訓令第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令5.3.3 · 一部改正)

(広告の掲載位置等)

- 第2条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置 とする。
- 2 広告を掲載する枠数は、15枠とする。

(平21要綱21·令3.3.31·一部改正)

(広告の規格等)

- 第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格(1枠)は次のとおりとする。
 - (1) 縦60ピクセル
 - (2) 横120ピクセル
 - (3) GIF、JPEG、PNG形式
 - (4) アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者への身体的負担とならないように配慮されたもの

(令3.3.31·一部改正)

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1か月単位とし、連続する掲載期間は当該年度末まで とする。

(令3.3.31·一部改正)

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠につき月額3,000円とする。

(令5.3.3・一部改正)

(禁止する表現)

- 第6条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある次の表現を含むバナー広告は、禁止する。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
 - (2) アラートマーク (「注意」「警告」等の警告をあらわすもの。)
 - (3) ラジオボタン (選択できるようなもの。)
 - (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの。)
 - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの。)
 - (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの

(広告掲載の決定)

- 第7条 広告の掲載申込みが第2条第2項に規定する枠数を超えたときは、次に 定める順位により決定するものとする。
 - (1) 第1順位 広告の掲載を希望する期間が長い掲載申込み
 - (2) 第2順位 市内に事業所を有する者による掲載申込み
- 2 前項の規定によってもなお第2条第2項に規定する枠数を超えることとなる ときは、公開抽選により決定するものとする。

(令5.3.3・全改)

(広告主の届出義務)

第8条 広告主は、掲載中の広告内容、デザイン、リンク先のホームページアドレスを変更する場合は、十和田市ホームページバナー広告内容等の変更届出書 (別記様式)により速やかに、市長に届け出るものとする。 (その他)

第9条 この実施要領に定めるもののほか、必要事項は市長が別に定める。

附則

この実施要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年要綱第21号)

この要領は、平成21年9月2日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月3日)

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3月3日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後における市ホームページへの広告の掲載に係る申込み及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の十和田市ホームページへのバナー広告掲載に関する実施要領(以下「改正後の要領」という。)の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の要領の規定は、施行日以後における市ホームページへの広告の掲載 について適用し、同日前の市ホームページへの広告の掲載については、なお従 前の例による。

別記様式(第8条関係)

年 月 日

十和田市ホームページバナー広告内容等の変更届出書

十和田市長 様

所在地 会社・団体名 代表者氏名

十和田市ホームページに掲載依頼をしていたバナー広告につきまして、下記事項に変更 がありましたので、関係書類等を添えて提出いたします。

記

変更区分に	区分	変 更 後 の 内 容
チェック		
	業 種	
	広告原稿	別紙のとおり
	広告内容	
	リンク先のURL	http://
	変更開始日	年 月 日から
	申込みに係る 担当者について	担当部署 : 担当者氏名 : 電話番号 : FAX : E-MAIL:
	その他	内 容:

別記様式(第8条関係)

(令3.3.31·一部改正)